

特記仕様書

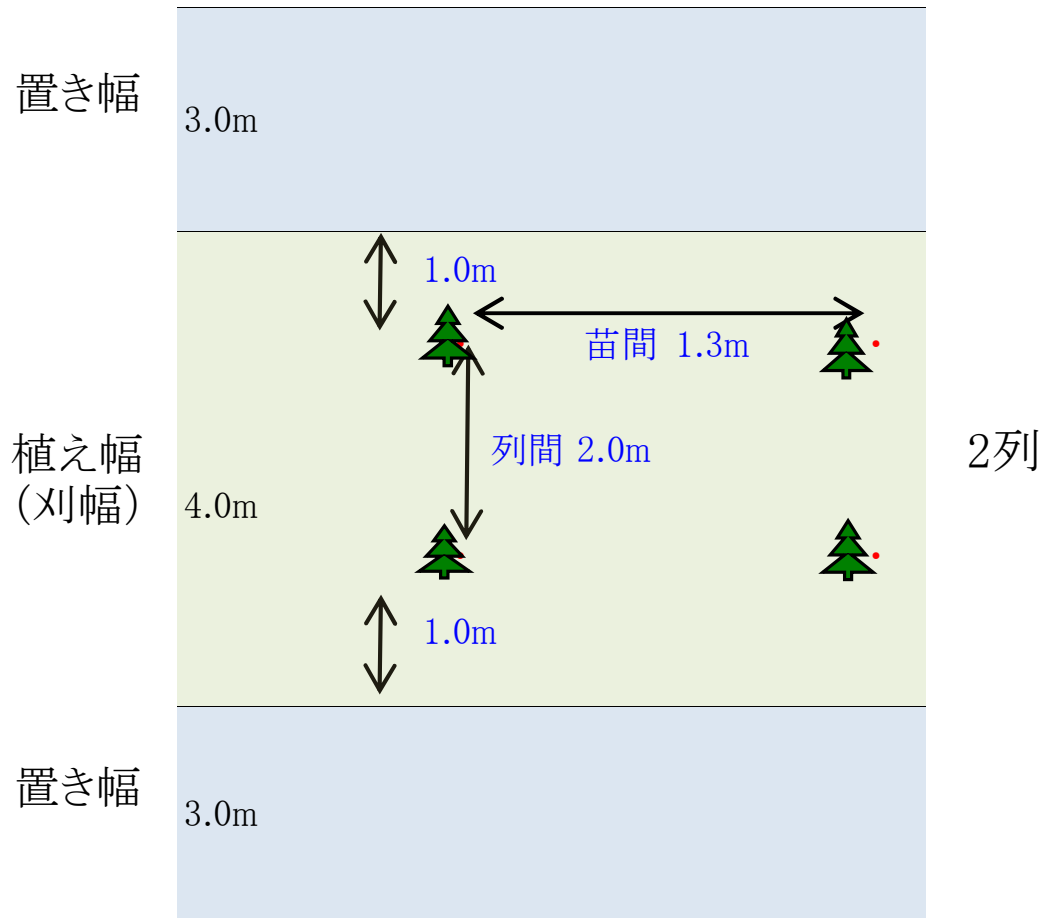
長倉山国有林 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信3

[illegible]

※補植作業の場合は、既往の植栽木のうち「枯損・著しい芯枯れ」等、将来にわたって成林の見込のない枯損木を抜き取りその位置に植える。ただし、その位置が植付に適さない場合は、枯損木を抜き取らずに隣接する箇所へ植えることとする。なお、抜き取った枯損木はその場に存置すること。

※広葉樹の植栽木は、赤テープ付ける等して表示すること。

植付標準間隔図



植付本数 2200本/ha

特記仕様書

長倉山国有林 森林環境保全整備事業(新植植付ほか) 東信3

[illegible]

※刈幅の距離は水平距離表示であるので、傾斜角がある場合は実際の距離(斜距離)に直した距離とする。

特記仕様書

[illegible]

XⅧ 付帯工事

1 敷砂利工

(1) 敷砂利の調達

碎石は40 mm以下の碎石又は再生碎石を購入すること。

(2) 作業方法

①敷厚は、5 cm以上とする。

②敷均しは、車両系建設機械を使用すること。

③砂利の敷均しに当たっては、別紙「別紙敷砂利工標準図」を参考に、路面の轍跡、凹部に重点的に敷込むこととする。また、穴埋めの際は泥土を取除いた後、砂利等を敷均すこと。

④敷込み区間、敷幅等については、監督員の指示によること。

(3) 出来型管理等

①施工箇所毎（施工箇所の始点、100 mごと、終点）に施工状況を写真撮影する。なお、撮影に当たっては、作業年月日、事業（工事）名、路線名、作業種（工種）、その他参考となる事項を記載した小黒板、標尺等を被写体として、共に写し込むこと。

②砂利搬入及び敷均し数量は、伝票及び事業日報等により整理し監督員の確認印を受けること。

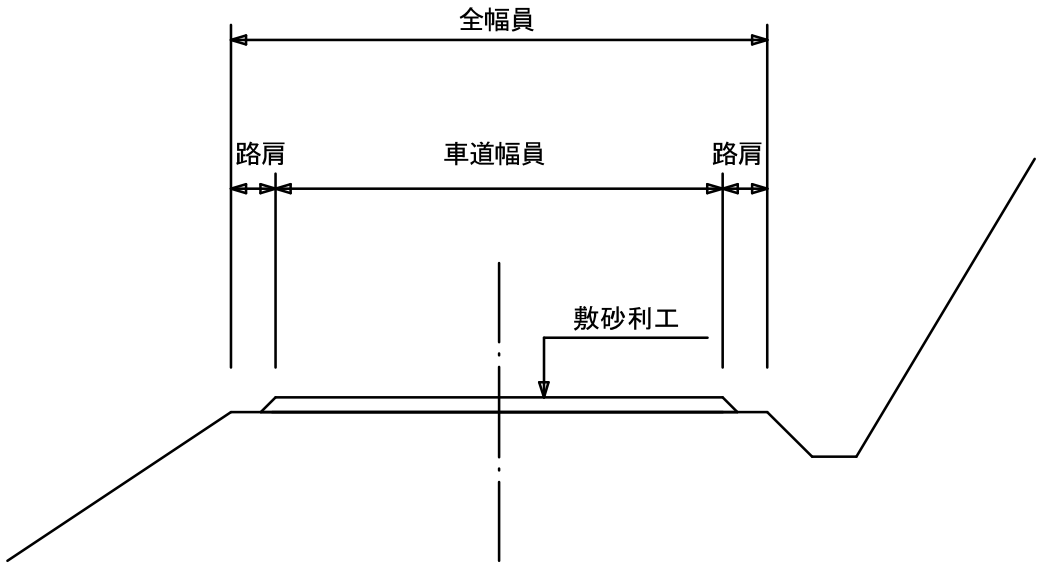
③完成後、上記①②を監督職員に提出すること。

(4) その他

上記によりがたい場合は、監督職員の指示に従うこと。

敷砂利工 標準図

図面
番号



特記仕様書

事業内訳書により個別で事業期間が指定されている作業について、下記期日までに監督職員と調整の上部分完了届等を提出すること。

作業種	提出期限	備考
新植植付(春)	令和7年6月30日	部分完了届
下刈	令和7年9月30日	完了届
敷砂利工	令和7年9月30日	完了届

注1: 作業が完了している場合は可能な限り纏めて部分完了届を提出すること。

注2: 契約内容の変更により事業期間が変更された場合は、変更後の事業期間末日までとする。